脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.18

**ソフィア自立生活センター（ブルガリア）**

**Written Submission on the Draft Guidelines on Deinstitutionalisation, including in Emergencies**

**Feedback and comments from Centre for Independent Living, Sofia**

緊急時を含む脱施設化ガイドライン草案への意見提出

自立生活センター（ソフィア）からのフィードバックとコメント

2022年6月29日

**第1部 施設収容を終了させる義務**

|  |
| --- |
| **コメントと修正案** |
| 私はガイドライン草案のあらゆる形態の施設収容を終わらせるという締約国の義務を全面的に支持する。多くの締約国が、さまざまな「地域サービス」の形で施設収容を偽装していることは、こうしたミニ施設にいる障害のある人だけでなく、社会にとっても有害である。ガイドラインは、小規模グループホーム、保護・監視住宅を通じた脱施設化という誤ったアプローチを、より説得力をもって明確に説明すべきである。さらに、ガイドラインはより明確であるべきであり、地域に根ざしたサービスという形で施設収容継続政策を許容する締約国に対し、金銭的な罰則を規定すべきである。あらゆる種類の施設に資金を提供するための公的資金の使用を中止し、これらの資源を施設外の障害のある人の支援に向けるべきである。これは、地域危機、伝染病、パンデミック、軍事紛争など、あらゆる外的状況において適用される。 |

**第2部：脱施設化プロセスの重要な要素を理解し、実施する。**

* 脱施設化プロセス
* 選択の権利と意志・選好の尊重
* 地域に根ざした支援
* 資金と資源の配分
* バリアフリー住宅へのアクセス
* 脱施設化プロセスにおける障害のある人を代表する団体を通じた障害のある人の関与

|  |
| --- |
| **コメントと修正案** |
| - 脱施設化は複合的な措置であり、障害のある人の個々の希望とニーズを核に、すべての措置は関連し、補完し合う。国やサービス提供者、その他の利害関係者の利益は重要ではない。彼らの利益は間接的なものであり、したがって、脱施設化措置のために国から資金援助を受けている人々は、この分野における国の政策を決定するプロセスに関与すべきではないというガイドラインの主張を支持する。- 現在ブルガリアでは、選択する権利や意思や選好が尊重されることはなく、障害のある人は施設に入所するための申請書に記入することさえも余儀なくされている。待機者がいるのだ！ だからこそ私は、ガイドラインにある、地域社会におけるさまざまな個別支援と包摂的サービスの提言を歓迎する。- 地域社会での支援は個別的で、施設の外で提供されるべきであり、さまざまな選択肢があればあるほど、施設に戻る可能性は低くなる。 - 『お金は人に付いてくる』と誰もが言うが、実際には、今のところ、施設にいる人は財政資源を受け取るが（というより施設が受け取る）、その人が施設を出ると、お金は大幅に減る。これはやめるべきである。- 「締約国は、施設を退所する者に対して、公営住宅や家賃補助など、安全で利用しやすく、手頃な価格の住宅を地域社会に提供すべきである。」の記述は非常に良い。施設を退所する人には、市町村が手頃な価格の住宅を提供したり、一般市場で家賃を支払うための資金を提供して支援すべきである。- 施設を退所する人たち、そして今では障害のある人が脱施設化プロセスに参加している。しかし、ここで問題なのは、これらの組織が、小規模なグループホームなど、まさに施設型のサービスの提供者になってしまっていることである。ガイドラインは、障害のある人を代表する団体と施設型サービスの提供者をどのように区別するかを検討すべきである。そうでなければ、障害のある人を代表する団体が脱施設化政策を定義し、同時に施設型サービスを提供するという現在の慣行が続くことになる。 |

**第3部：**人間**中心の分化したアプローチに基づく脱施設化**

* - 交差性
* - 障害のある女性と少女
* - 障害のある子ども

|  |
| --- |
| **コメントと修正案** |
| どんなに弱くても、経験が浅くても、無学でも、スキルがなくても、障害のあるすべての人が、退所できるよう支援されるべきである。ジェンダー、人種、年齢、経歴、地位、障害の種類に関係なく支援されるべきである。実際には、ソーシャルワーカーが、単にある人は施設から出られ、別の人は出られないと決めつけているために、施設退所へのアプローチに差をつけるケースが見られる。これは純粋に彼らの主観的な観察であり、決して現実をよく表しているわけではないが、その人の選択肢を狭めてしまう。 |

**第4部：** **法的・政策的枠組みを可能にする**

可能な法的環境の創設

* o 法的能力に対する権利
* o 司法へのアクセス権
* o 自由と人身の安全に対する権利
* o 平等と無差別への権利
* o 法的枠組みおよびリソース
* o 法制度
* o 施設環境と施設入所者の状況
* o 地域密着型サービス
* o サポートシステムの新要素の洗い出し
* o ワークフォース分析
* o 脱施設化戦略および行動計画

|  |
| --- |
| **コメントと修正案** |
| 脱施設化を成功させるためには、それを可能にする法的環境を整えることが重要である。このガイドラインは、それなしでは脱施設化プロセスを完了させることができない4つの重要な法的分野を非常に正確に特定し、正当化している。ブルガリアでは、差別禁止法は整備されているが、その他の分野は整備されていないため、脱施設化は成功していない。したがって、差別の一形態として施設収容を違法化するという提案を歓迎する。- (1)条約に完全に抵触し、施設化につながる法令、(2)作り直しが必要な法令、(3)必要とされるまったく新しい法令、規則、条例などを個別のグループに分けてリストアップし、立法上の分野を特定することが不可欠である。ブルガリアでは、すべての施設のリストがあるが、入所者一人一人の個人ファイルがあるにもかかわらず、本人の希望やニーズに基づいた、施設退所を支援する措置はどの施設にもない。また、地域社会における既存のサービスに関する体系的な情報もあるが、それらは（1）障害のある人が必要とする水準に達していない、（2）障害のある人の個々のニーズに合わせた多様性がない、（3）全国に均等に分布していない。私たちは、既存の政策の質的分析を行い、試行的に事業を導入し、詳細な支援の選択と管理においても支援を必要とする人々を支援する仕組みを提案することを支持する。- 脱施設化政策の基礎となる戦略文書を作成するという提案を歓迎するが、これらの戦略文書は、障害者権利委員会のより厳格な評価の対象とすべきである。ブルガリアでは、国家戦略「ブルガリア共和国の子どもの脱施設化ビジョン」があるが、結果はまったく不満足なものである。 |

**第5部 包摂的なコミュニティ支援サービス、システム、ネットワーク**

* サポートシステム／ネットワーク
* サポートサービス
* 個別支援サービス
* アシスト技術
* インカムサポート

|  |
| --- |
| **コメントと修正案** |
| 支援システムは、施設外の障害のある人にとって不可欠である。締約国は、さまざまな支援制度を発展させるために専門的な努力を払う義務があり、障害のある人が制限されないよう、1つ2つの支援で妥協してはならない。- すべての支援サービスは、権利に基づくものでなければならず、施設や組織に依存したものであってはならない。また、すべての障害のある人にとって利用しやすく、多様で、個別に対応できるものでなければならない。ガイドラインは、これを詳細に記述している。-障害のある人が自立した生活を送ることは最も重要であるため、私たちは、パーソナルアシスタンスに関する独立したガイドラインを歓迎する。また、パーソナルアシスタンスの性質については、さまざまな理解があるため、パーソナルアシスタンスの必須特性が記述されるべきである。各国が実質に沿わない異なる法律を策定できないようにするために。- 補助具提供の問題はブルガリアでは壊滅的であるため、この分野のガイドラインを全面的に支持する。私たちは、何が補助機器／製品／サービスであり、何が医療機器であるかを区別するために、ガイドラインを拡大することをさらに提案する。ブルガリアでは、すべてが医療機器であるとされている。 - ガイドラインは、障害のある人に対する経済的支援はどうあるべきか、どのように配分され、管理されるべきか、障害のある人の個々のニーズにどのように適合させるべきか、その範囲はどうあるべきかについて、非常によく記述している。施設収容の主な原因が、国家からの誤った財政支援の結果としての貧困であることは、正しく指摘されている。すべての締約国は、障害のある人への経済的支援に関する政策を改善するために、早急に措置を講じるべきである。 |

**第6部： 他の人と同等に主要なサービスを利用できること**

* 施設退去の準備
* 地域社会で自立して生活する

|  |
| --- |
| **コメントと修正案** |
| - このガイドラインでは、施設を退所するための準備、誰がそれを行うべきかについて詳しく述べられている。また、施設を退所する人は尊重され、地域社会で生活するための身体的・精神的準備のための十分な時間と機会が与えられ、そのプロセスの中心にいるべきであり、ないがしろにされるべきではなく、施設外のあらゆる可能性についての情報を得るべきであることが非常によく指摘されている。- 地域社会での自立生活は一連の方策であり、これらはガイドラインに詳述されている。私たちはそれらを全面的に支持し、支援する。 |

**第8部 危険な状況や紛争を含む人道的緊急事態における緊急脱施設化計画の制定**

* 救済、賠償、救済措置
* 集計データ
* 脱施設化プロセスの監視
* 国際協力

|  |
| --- |
| **コメントと修正案** |
| パラグラフ105へのコメント パンデミック時のように、緊急事態が発生した際に課された、障害のある人の「安全」のために新しい規則や慣行の一部は、依然として残っている。ギリシャでは、施設当局にとってそのほうが都合がよいため、施設内での特別な隔離がいまだに続いている。施設内で起きていることはいまだに内部にとどまっている。したがって、緊急事態の直後に、新しい状況を再評価しなければならない。 **X. 集計データ**パラグラフ122に教会の施設を追加。教会の施設が存在する場合、それらは公的機関や私的機関を超えたものとみなされ、誰もそのデータにアクセスしたり、その運営を管理したりすることはできない。 |

**連絡先**

氏名 ミトコ・ニコロフ

組織 ソフィア自立生活センター

連絡先Eメール：mitkonik@gmail.com

（翻訳：佐藤久夫、岡本 明）